ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
働き方改革推進中

Press Release

令和３年 10 月 28 日
【照会先】
高知労働局労働基準部監督課
課　　長　　矢野　毅
地方監察監督官　　門脇　勲
電　　話　088-885-6022

報道関係者 各位

～全ての働く方に安全で安心して働いていただくために～

労働基準監督署における定期監督等の実施結果を公表します

－ 定期監督等を実施した事業場の 54.9%に法違反 －

高知労働局（局長 柳澤　恭仁)は、令和２年１月から同年 12 月までに管下４労働基準監督署が実施した定期監督等※の実施結果についてとりまとめましたので、公表します。

高知労働局では、引き続き、全ての働く方が安全で安心して働くことができるよう、労働条件や安全衛生をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を行ってまいります。

（※）定期監督等とは、労働災害の発生、働く方からの情報等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する立入調査のことをいいます。(監督指導の流れは別添１参照)

【実施結果のポイント】（詳細：別紙１～３、典型的な事例：別紙４　参照）

１　令和２年1月から同年 12 月までに実施した定期監督等の件数
1,649 件
（前年比 129 件増）

２　1のうち、労働基準関係法令違反が認められた件数　905 件
（前年比 80 件増）

３　違反率　54.9%
（前年比 0.6 ポイント増）

４　労働基準関係法令違反の主な内容

① 労働時間に関するもの (労働基準法第 32 条、第 40 条)
違反件数 178 件、違反率 10.8% (前年比 1.5 ポイント減)

② 割増賃金に関するもの (労働基準法第 37 条)
違反件数 123 件、違反率 7.5% (前年比 3.4 ポイント減)

③ 安全基準に関するもの (労働安全衛生法第 20 条から第 25 条)
違反件数 300 件、違反率 18.2% (前年比 2.3 ポイント増)

④ 健康診断に関するもの (労働安全衛生法第 66 条)
違反件数 186 件、違反率 11.3% (前年比 1 ポイント減)

別紙１

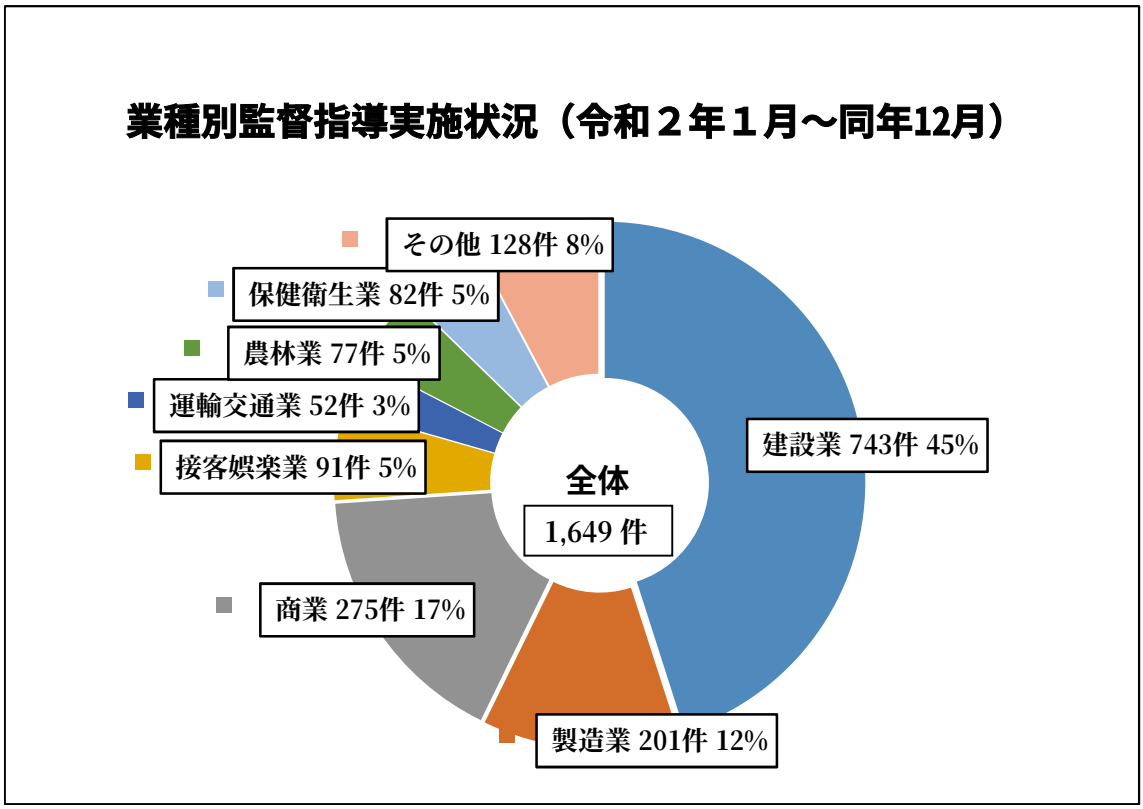
業種別監督指導実施状況（令和２年１月～同年12月）
その他 128件 8%
保健衛生業 82件 5%
農林業 77件 5%
運輸交通業 52件 3%
接客娯楽業 91件 5%
商業 275件 17%
製造業 201件 12%
建設業 743件 45%
全体
1,649 件

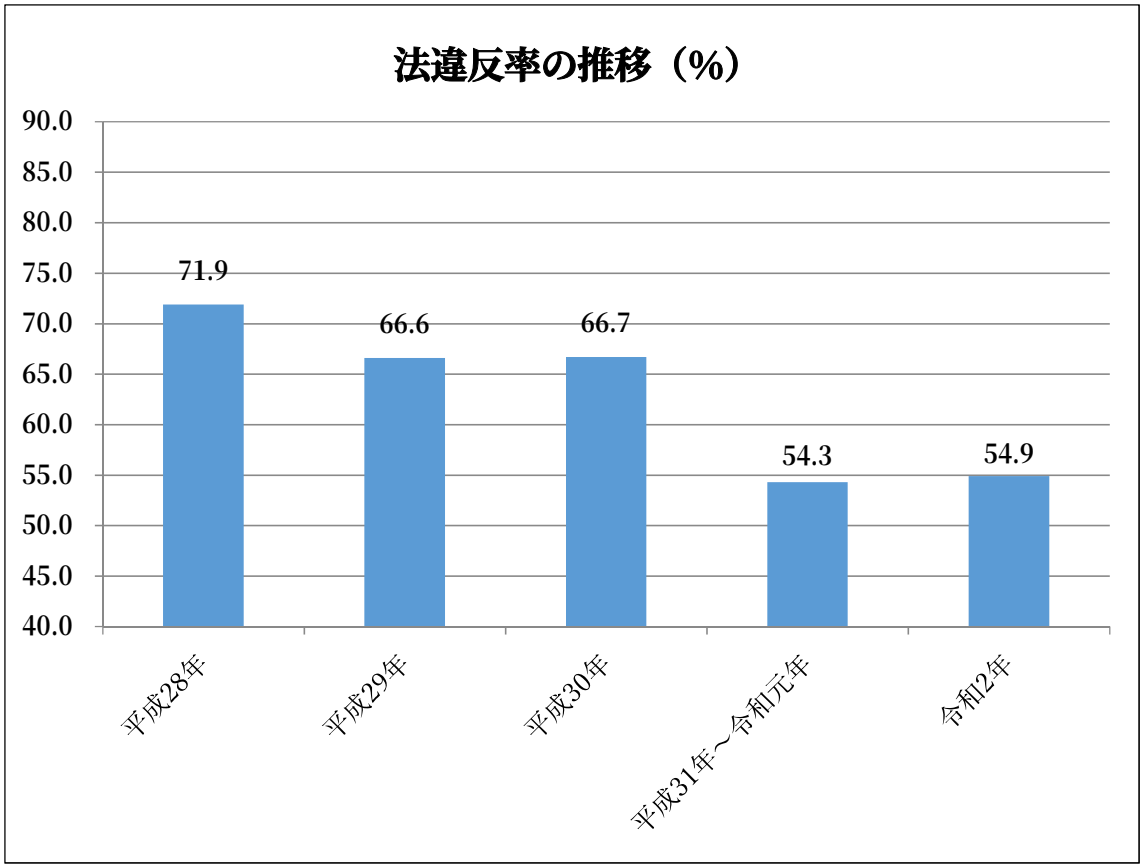
法違反率の推移（%）
90.0
85.0
80.0
75.0
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
71.9
66.6
66.7
54.3
54.9
平成28年
平成29年
平成30年
平成31年～令和元年
令和2年

主な業種別・定期監督等の実施結果（令和2年1月～同年12月）

業種	定期監督等の件数	労働基準関係法令違反が認められた件数・割合	主な内容ごとの違反件数・割合			
			① 労働時間	② 割増賃金	③ 安全基準	④ 健康診断
製造業	201	141	40	25	56	44
		70.1%	19.9%	12.4%	27.9%	21.9%
建設業	743	353	11	12	207	22
		47.5%	1.5%	1.6%	27.9%	3.0%
運輸・交通業	52	31	17	4	2	15
		59.6%	32.7%	7.7%	3.8%	28.8%
農林業	77	36	3	2	18	4
		46.8%	3.9%	2.6%	23.4%	5.2%
商業	275	165	44	30	3	44
		60.0%	16.0%	10.9%	1.1%	16.0%
保健衛生業	82	61	16	9	1	19
		74.4%	19.5%	11.0%	1.2%	23.2%
接客娯楽業	91	54	19	23	2	15
		59.3%	20.9%	25.3%	2.2%	16.5%
全業種計	1,649	905	178	123	300	186
		54.9%	10.8%	7.5%	18.2%	11.3%

別紙 2

定期監督等において指摘した主要な法違反の件数（詳細）

●労働基準法

	15条	23,24条	32,40条	35条	37条	89条	108条
	労働条件明示	賃金支払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
平成28年	133	26	208	38	152	86	81
平成29年	106	33	222	25	143	78	102
平成30年	102	24	188	24	135	46	90
平成31年1月～令和元年12月	98	17	187	19	165	57	93
令和2年	53	25	178	18	123	51	79

●最低賃金法

	4条
	最低賃金の効力
平成28年	30
平成29年	34
平成30年	23
平成31年1月～令和元年12月	23
令和2年	22

●労働安全衛生法

	10～19条（14条を除く）	14条	20～25条	20～25条	30.・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生管理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事業者・注文者	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断
平成28年	32	35	364	22	52	62	13	12	22	182
平成29年	16	43	249	45	51	40	13	8	25	183
平成30年	21	38	285	62	51	52	15	18	27	193
平成31年1月～令和元年12月	25	21	241	34	37	41	14	9	12	187
令和2年	22	36	300	34	43	53	17	11	19	186

別紙 3

別紙４

定期監督指導における労働基準関係法令違反の典型的な事例

①　労働時間に関するもの

・ 時間外労働･休日労働に関する協定（36 協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていないにもかかわらず、時間外労働を行わせていたもの。
・ 36 協定で締結した時間外労働の上限時間数 （いわゆる残業の限度時間）を超えて、時間外労働を行わせていたもの。

労働基準法第 36 条

時間外又は休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、そのような労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者と書面による労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。（別添２参照）

②　割増賃金に関するもの

・ 時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせているのに、労働者に割増賃金を支払っていなかったもの。

労働基準法第 37 条

時間外、深夜（午後 10 時から午前５時）に労働させた場合には２割５分以上、法定休日に労働させた場合には３割５分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

③　安全基準に関するもの

・ 建築工事現場等において、足場の墜落防止措置が十分に講じられていないものや、作業場所に通じる通路が不安全な状態であったもの。
・ 土木工事現場において、重機の運転者に対し、周辺で作業する関係労働者への安全措置を講じさせないまま、運転席から離脱させていたもの。

④　健康診断に関するもの

・ 常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期に健康診断を実施していなかったもの。
・ 深夜業に常時従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回、定期に健康診断を実施していなかったもの。

労働安全衛生法第 66 条

事業者は、常時使用する労働者について、１年以内ごとに１回（深夜業等の特定の有害業務などに従事する者については６か月以内ごとに１回）、定期に医師による健康診断を実施しなければなりません。

高知労働局では、働く方からの相談・情報提供をお受けするため、各種窓口を設け、労働条件に関する相談を随時受け付けています（別添３参照）。
また、中小企業事業主のみなさまの「働き方改革」への取組を支えるため、管下４労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設置しています（別添４参照）。

1　労働基準監督官とは

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、事業場（工場や事務所など）に立ち入り、法に定める労働条件や安全衛生の基準を事業主に守っていただくよう、必要な指導を行い、労働条件の確保・向上と働く人の安全や健康の確保を図ります。また、不幸にして労働災害に遭われた方に対する労災補償の業務を行います。

各企業が労働基準関係法令の理解を深め、適正な労働条件の定着を図っていくことができるよう努めています。

▼ 労働基準監督官の権限 ▼

◆適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。

ILO第８１号条約第１２条第１項
「正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。
（a）　監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、自由に且つ予告なしに立ち入ること。」

◆調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。

労働基準法第１０１条第１項等
「労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」

◆立ち入りや調査を拒んだり、妨げたりした者は、労働基準法により処罰される場合があります。

労働基準法第１２０条
「次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
四　第百一条の規定による労働基準監督官（中略）の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者」

▼ 労働基準監督官が取り扱う法律 ▼

労働基準監督官が取り扱う、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、じん肺法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律などの法律を指して、労働基準関係法令といいます。

2　監督指導

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

監督指導は、法違反等を是正していただくことが目的ですので、是正を確認すれば、監督指導は終了となります。

【監督指導の一般的な流れ】

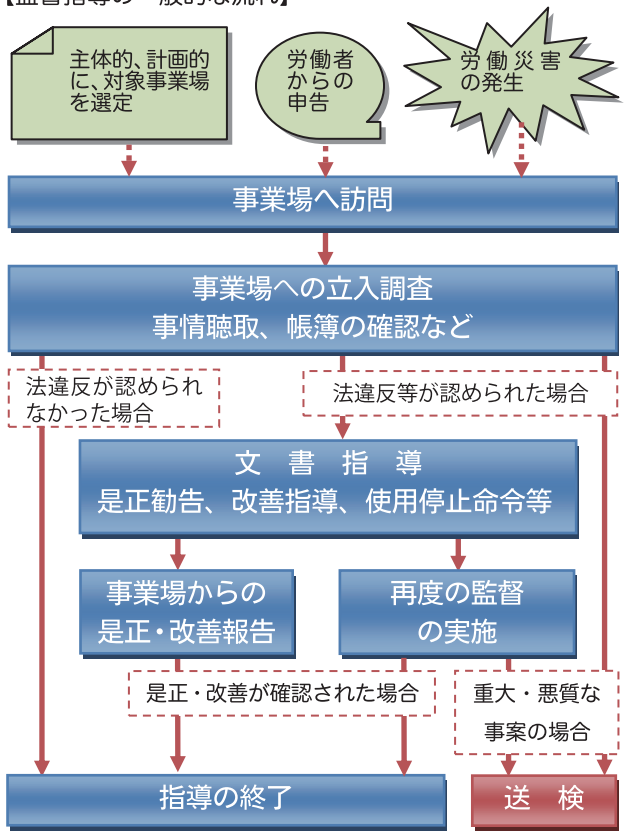

（注）　上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

3　監督指導の状況

監督指導は、１年間に約 17 万件（平成 24 年）実施しています。そのうち定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）等では、約６８％の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

主な違反事項は、

① 時間外労働に関する届出を労働基準監督署に届け出ない、または届け出た上限時間を上回って時間外労働（残業）を行わせているもの

② 機械や設備などの安全基準を満たしていなかったもの

③ 時間外労働（残業）等に対して割増賃金を支払っていなかったもの（一部未払を含む）

などとなっています。

【主な法違反の内訳（平成 24 年）】

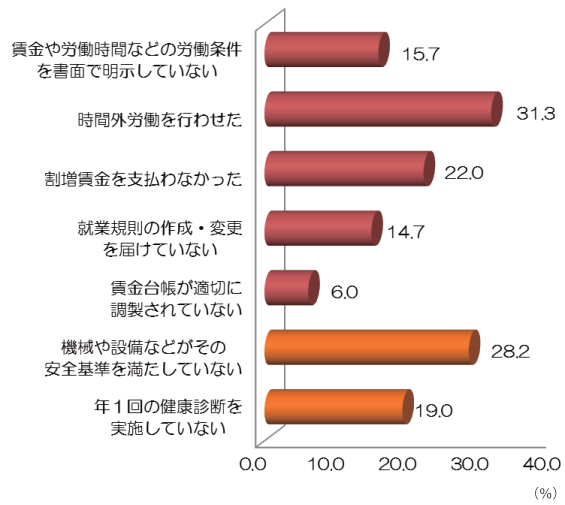

なお、これらの法違反のほとんどは、労働基準監督官の指導等によって是正されています。

具体的な是正方法や是正報告書の書き方など、ご不明な点があれば、担当官にご相談ください。

別添1

中小企業主・小規模事業者の皆さまへ

別添2

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

○労働基準法では、労働時間は原則、１日８時間・１週４０時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。

○「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
・労働基準法第３６条に基づく労使協定（３６協定（サブロク））の締結、
・労働基準監督署への届出
が必要です。

○３６協定（サブロク）においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、**「１日」「１か月」「１年」それぞれの時間外労働の上限を決めなければなりません。**

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が３６協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

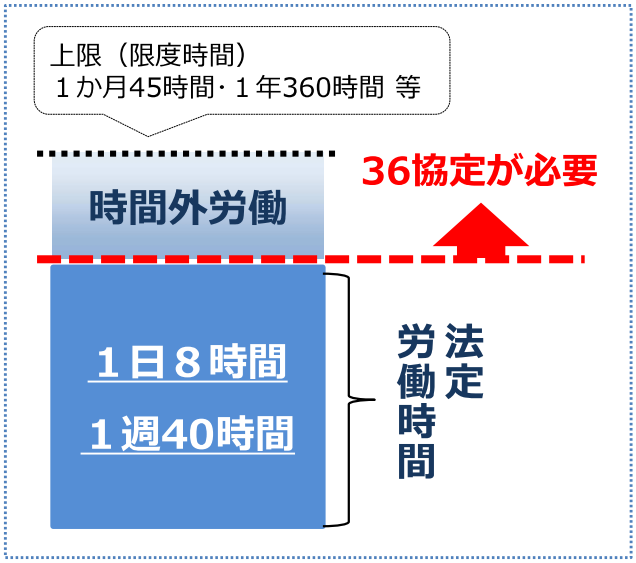

（※）具体的には、
①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】
◆時間外労働の上限は、**労働基準法第36条において、**１か月45時間、１年360時間等とされています。
（これを「限度時間」と言います。）
＊ただし、特別条項を締結すれば、年間６か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。

◆特別条項を締結する場合でも、１か月100時間未満、２～６か月平均80時間以内としなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。

別添３

■　相談窓口（高知県下の各労働基準監督署の所在地）

名称・所在地		電話番号
高知労働基準監督署	高知市南金田１―39 （労働総合庁舎　１階）	088－885－6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町７－11	0889－42－1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町３－12 （中村地方合同庁舎　３階）	0880－35－3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸２－１－６ （安芸地方合同庁舎　１階）	0887－35－2128

※相談の受付時間
　土日、祝日、年末年始を除き、平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。

■　労働基準関係情報メール窓口

厚生労働省ホームページ内の「労働基準関係情報メール窓口」で、職場における賃金不払残業、その他労働基準法等に関する情報を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

■　労働条件相談ほっとライン（夜間、土日の無料電話相談）

労働者の方からの相談にも、事業主の方からの相談にも、相談員が公平・中立的な立場で対応します。

労働条件に関する疑問や不安についての相談を受け付けています。

フリーダイヤル　０１２０－８１１－６１０（はい！　ろうどう）

相談時間　月～金　　午後　５時～午後 10 時
　　土・日・祝日　　午前　９時～午後　９時
※12 月 29 日～１月３日は除く

■　ポータルサイト「確かめよう　労働条件」

http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

労働者向け、事業主向け、学生・生徒向けなどに分類して、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説や裁判例などを掲載しています。

別添４

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため

労働時間相談・支援コーナー

を設置しました。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- **時間外・休日労働協定（36協定）**を含む労働時間制度全般
- **変形労働時間制**などの労働時間に関する制度の導入
- **長時間労働の削減**に向けた取組み
- **時間外労働の上限設定**などに取り組む際に**利用可能な助成金**

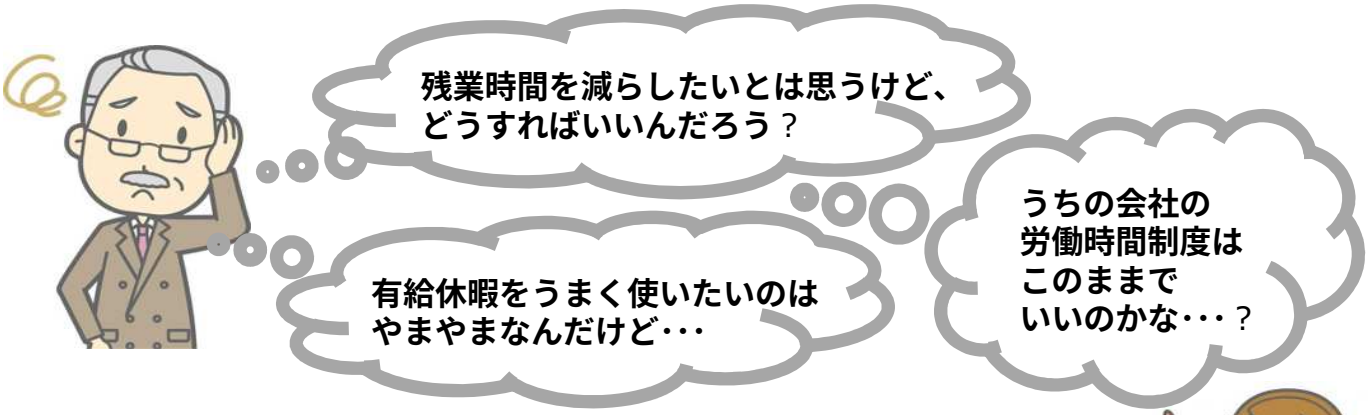

このようにお悩みではないですか？
個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずはお気軽に、**お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。**

◆「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています。
◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：８時３０分～１７時１５分（土･日･祝祭日を除く）

高知労働基準監督署	☎088-885-6031	須崎労働基準監督署	☎0889-42-1866
四万十労働基準監督署	☎0880-35-3148	安芸労働基準監督署	☎0887-35-2128

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署